

令和 3 年 5 月 31 日

指定管理者 各位

名古屋市観光文化交流局長

## 新型コロナウイルス感染症の拡大防止における文化施設の対応について

「基本的対処方針に基づく催物の開催制限、施設の使用制限等に係る留意事項等について（令和 3 年 5 月 28 日 内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室長）」及び「愛知県緊急事態措置（令和 3 年 5 月 29 日）」を踏まえ、本市所管の文化施設における対応を、本通知以降、以下のとおり変更します。

指定管理者におかれましては、「文化施設における新型コロナウイルス感染拡大予防ガイドライン」（令和 3 年 5 月 10 日改訂。以下、「当室ガイドライン」という。）に則した感染防止策の徹底が図られるよう、適切なお対応を改めてお願い申し上げます。

なお、国・愛知県並びに本市の新たな方針が示された場合等は、再度対応を整理することとします。

### 1 「催物の開催制限」及び「施設の使用制限」

「緊急事態宣言に伴う文化施設における対応について（令和 3 年 5 月 10 日 名古屋市観光文化交流局長。以下、「5 月 10 日付通知」という。）」で通知した「催物の開催制限」及び「施設の使用制限」について、対象期間を延長します。

#### (1) 対象期間

現在の期間：令和 3 年 5 月 12 日から 5 月 31 日まで

延長期間：令和 3 年 6 月 1 日から 6 月 20 日まで

#### (2) 催物開催の目安（5 月 10 日付通知から変更なし）

- ・屋内であれば 5,000 人以下、かつ収容定員の 50%以内の参加人数にすること
- ・屋外であれば 5,000 人以下、かつ人と人との距離を十分に確保できること（できるだけ 2m）

なお、催物開催に当たっては、当室ガイドライン別紙 2 「イベント開催時の必要な感染防止策」に留意するよう促すとともに、業種別ガイドラインの徹底や、催し物前後の「三つの密」及び飲食を回避するための方策が徹底できない場合には、公演主催者に対し、開催について慎重に判断するよう求めることとします。

#### (3) 施設利用時間の短縮（5 月 10 日付通知から変更なし）

利用時間が 20 時まで（イベント開催の場合は 21 時まで。以下同様）となるよう、公演主催者へ働きかけてください。あわせて、利用時間が 20 時以降の新規利用申し込みの受付を停止してください。

(4) 施設の受付時間 (5月10日付通知から変更なし)

施設名	受付時間
名古屋市公会堂	午前9時～午後8時
名古屋市民会館	午前9時～午後8時
名古屋市芸術創造センター	午前9時～午後8時 (変更なし)
名古屋市青少年文化センター	午前9時～午後8時 (変更なし)
名古屋市文化小劇場 (港・緑・東文化小劇場を除く)	午前9時～午後8時 (変更なし)
名古屋市港・緑・東文化小劇場	午前9時～午後5時 (変更なし)
名古屋市民ギャラリー栄	午前9時30分～午後5時 (変更なし)
名古屋市民ギャラリー矢田	午前9時～午後5時 (変更なし)
名古屋市演劇練習館	午前9時30分～午後8時
名古屋市音楽プラザ	午前9時～午後8時
名古屋市短歌会館	午前9時～午後8時 (変更なし)
名古屋市東山荘	午前9時～午後4時30分 (変更なし)
名古屋市能楽堂	午前9時～午後5時 (変更なし)

## 2 留意事項

1 (2)～(4)の適用にあたっては、チケットの販売時期等に応じて、次のとおりの取り扱いとしてください。

- (1) 5月31日までにチケット販売が開始された催物 (「優先販売」など名前の如何に関わらず、何らかの形で販売が開始されているもの)

5月31日までに販売されているチケットは、1(2)～(4)は適用せず、目安を満たさずともチケットのキャンセルは不要と扱うこと。5月11日から、1(2)～(4)を満たさない場合は、チケットの新規販売を停止するよう、公演主催者へ働きかけをお願いしているところですが、6月1日以降も引き続き、1(2)～(4)を満たさない場合はチケットの新規販売を停止するよう、公演主催者へ働きかけてください。

- (2) 6月1日以降にチケットの販売を開始するもの

1(2)～(4)を満たすよう、公演主催者へ働きかけてください。

## 3 その他

本通知の対応について、ウェブサイトへの掲載など、利用者へ適切に周知していただきますようお願いいたします。